

水質汚濁に係る農薬登録基準値（案）

今回基準値の設定改正を行うこととする水質汚濁に係る農薬登録基準値（案）は次のとおりです（農薬の登録制度及び当該農薬登録基準については参考1を参照）。

中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会（第97回）での審議の結果、農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第4号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録基準（平成20年7月環境省告示第60号）を改正し、下表左欄に掲げる農薬の成分の公共用水域における水質汚濁予測濃度について、下表中央欄に掲げる基準値を新たに設定し、又は改正します。

なお、改正後の基準値は、当該基準値を定める告示の公布の日から適用することとします。

農薬の成分	基準値	現行の基準値
1-（3-クロロ-4,5,6,7-テトラヒドロピラゾロ[1,5-a]ピリジン-2-イル）-5-[（シクロプロピルメチル）アミノ]-1H-ピラゾール-4-カルボニトリル（別名シクロピラニル）	0.1mg/l	—
3-（4-クロロ-2,6-ジメチルフェニル）-8-メトキシ-1-メチル-2-オキソ-1,8-ジアザスピロ[4.5]デカ-3-エン-4-イル=エチル=カルボナート（別名スピロピジオン）	0.12mg/l	—
ジメチル=テトラクロロテレフタレート（別名クロルタールジメチル）	0.002mg/l	0.02mg/l

なお、「1-（6-クロロ-3-ピリジルメチル）-N-ニトロイミダゾリジン-2-イリデンアミン（別名イミダクロプリド）」及び「2-アミノ-3-クロロ-1,4-ナフトキノン（別名キノクラミン又はACN）」については、現行の基準値（それぞれ0.15mg/l、0.0055mg/l）から変更はありません。